承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のと おり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和5年5月15日提出

木津川市長 谷口 雄一

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

木津川市長 河井 規子

記

木津川市税条例の一部改正について

木津川市条例第11号

木津川市税条例の一部を改正する条例

木津川市税条例(平成19年木津川市条例第56号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の 義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その聴取した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式若し <u>くは</u>施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告は遅滞なく市長に提出し、及びその申告

改正前

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の 義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その聴取した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に提出し、及びその申告

に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

$2 \sim 4$ (略)

5 法第321条の8第34項に規定する 申告書(同条第33項の規定による申告 書を含む。以下この項において同じ。) に係る税金を納付する場合には、当該税 金に係る同条第1項、第2項又は第31 項の納期限(納期限の延長があったとき は、その延長された納期限とする。第7 項第1号において同じ。) の翌日から納 付の日までの期間の日数に応じ、当該税 額に年14.6パーセント(申告書を提 出した日(同条第35項の規定の適用が ある場合において、当該申告書がその提 出期限前に提出されたときは、当該提出 期限)までの期間又はその期間の末日の 翌日から1月を経過する日までの期間に ついては、年7.3パーセント)の割合 を乗じて計算した金額に相当する延滞金 を加算して施行規則第22号の4様式又 は第22号の4の2様式による納付書に より納付しなければならない。

 $6 \sim 16$ (略)

に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

$2 \sim 4$ (略)

5 法第321条の8第34項に規定する 申告書(同条第33項の規定による申告 書を含む。以下この項において同じ。) に係る税金を納付する場合には、当該税 金に係る同条第1項、第2項又は第31 項の納期限(納期限の延長があったとき は、その延長された納期限とする。第7 項第1号において同じ。) の翌日から納 付の日までの期間の日数に応じ、当該税 額に年14.6パーセント(申告書を提 出した日(同条第35項の規定の適用が ある場合において、当該申告書がその提 出期限前に提出されたときは、当該提出 期限)までの期間又はその期間の末日の 翌日から1月を経過する日までの期間に ついては、年7.3パーセント)の割合 を乗じて計算した金額に相当する延滞金 を加算して施行規則第22号の4様式に よる納付書により納付しなければならな 1

 $6 \sim 16$ (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の 手続)

- 第50条 法人の市民税の納税者は、法第 321条の12の規定に基づく納付の告 知を受けた場合には、当該不足税額を当 該通知書の指定する期限までに、施行規 則第22号の4様式又は第22号の4の 2様式による納付書により納付しなけれ ばならない。
- 2 前項の場合には、その不足税額に法第 321条の8第1項、第2項又は第31 項の納期限(同条第35項の申告納付に 係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限 とし、納期限の延長があった場合には、 その延長された納期限とする。第4項第 1号において同じ。)の翌日から納付の 日までの期間の日数に応じ、年14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又 は当該納期限の翌日から1月を経過する 日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に 相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 • 4 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を 申告納付すべき者(以下この節において

(法人の市民税に係る不足税額の納付の 手続)

- 第50条 法人の市民税の納税者は、法第 321条の12の規定に基づく納付の告 知を受けた場合には、当該不足税額を当 該通知書の指定する期限までに、施行規 則第22号の4様式による納付書により 納付しなければならない。
 - 2 前項の場合に<u>おいては、</u>その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 • 4 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を 申告納付すべき者(以下この節において

「申告納税者」という。) は、毎月末日 までに、前月の初日から末日までの間に おける売渡し等に係る製造たばこの品目 ごとの課税標準たる本数の合計数(以下 この節において「課税標準数量」という。) 及び当該課税標準数量に対するたばこ税 額、第96条第1項の規定により免除を 受けようとする場合にあっては同項の適 用を受けようとする製造たばこに係るた ばこ税額並びに次条第1項の規定により 控除を受けようとする場合にあっては同 項の適用を受けようとするたばこ税額そ の他必要な事項を記載した施行規則第 34号の2様式による申告書を市長に提 出し、及びその申告に係る税金を施行規 則第34号の2の5様式又は第34号の 2の5の2様式による納付書によって納 付しなければならない。この場合におい て、当該申告書には、第96条第3項に 規定する書類及び次条第1項の返還に 係る製造たばこの品目ごとの数量につい ての明細を記載した施行規則第16号の 5様式による書類を添付しなければなら ない。

$2 \sim 4$ (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付 する場合には、当該税金に係る第1項又 は第2項の納期限(納期限の延長があっ

「申告納税者」という。) は、毎月末日 までに、前月の初日から末日までの間に おける売渡し等に係る製造たばこの品目 ごとの課税標準たる本数の合計数(以下 この節において「課税標準数量」という。) 及び当該課税標準数量に対するたばこ税 額、第96条第1項の規定により免除を 受けようとする場合にあっては同項の適 用を受けようとする製造たばこに係るた ばこ税額並びに次条第1項の規定により 控除を受けようとする場合にあっては同 項の適用を受けようとするたばこ税額そ の他必要な事項を記載した施行規則第 34号の2様式による申告書を市長に提 出し、及びその申告に係る税金を施行規 則第34号の2の5様式による納付書に よって納付しなければならない。この場 合において、当該申告書には、第96条 第3項に規定する書類及び次条第1項 の返還に係る製造たばこの品目ごとの数 量についての明細を記載した施行規則第 16号の5様式による書類を添付しなけ ればならない。

$2 \sim 4$ (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付 する場合には、当該税金に係る第1項又 は第2項の納期限(納期限の延長があっ たときは、その延長された納期限。第1 01条第2項において同じ。)の翌日か ら納付の日までの期間の日数に応じ、当 該税額に年14.6パーセント(修正申 告書を提出した日までの期間又はその日 の翌日から1月を経過する日までの期間 については、年7.3パーセント)の割 合を乗じて計算した金額に相当する延滞 金額を加算して、施行規則第34号の2 の5様式又は第34号の2の5の2様式 による納付書によって納付しなければな らない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手 続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法 第481条、第483条又は第484条 の規定に基づく納付の告知を受けた場合 には、当該不足税額又は過少申告加算金 額、不申告加算金額若しくは重加算金額 を、当該通知書の指定する期限までに、 施行規則第34号の2の5様式又は第3 4号の2の5の2様式による納付書によ って納付しなければならない。

(略)

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市 民税の課税の特例)

たときは、その延長された納期限。第1 01条第2項において同じ。)の翌日か ら納付の日までの期間の日数に応じ、当 該税額に年14.6パーセント(修正申 告書を提出した日までの期間又はその日 の翌日から1月を経過する日までの期間 については、年7.3パーセント)の割 合を乗じて計算した金額に相当する延滞 金額を加算して、施行規則第34号の2 の5様式による納付書によって納付しな ければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手 続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法 第481条、第483条又は第484条 の規定に基づく納付の告知を受けた場合 には、当該不足税額又は過少申告加算金 額、不申告加算金額若しくは重加算金額 を、当該通知書の指定する期限までに、 施行規則第34号の2の5様式による納 付書によって納付しなければならない。

(略)

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市 民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>まで | 第8条 昭和57年度から<u>令和6年度</u>まで

の各年度分の個人の市民税に限り、法附 則第6条第4項に規定する場合におい て、第36条の2第1項の規定による申 告書(その提出期限後において市民税の 納税通知書が送達される時までに提出された第 36条の3第1項の確定申告書を含む。 次項において同じ。)に肉用牛の売却に 係る租税特別措置法第25条第1項に 規定する事業所得の明細に関する事項 の記載があるとき(これらの申告書にそ の記載がないことについてやむを得ない 理由があると市長が認めるときを含む。 次項において同じ。)は、当該事業所得 に係る市民税の所得割の額を免除する。

2·3 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の 3の2まで<u>又は第63条</u>の規定の適用が ある各年度分の固定資産税に限り、第6 1条第8項中「又は第349条の3の4 から第349条の5まで」とあるのは、 「若しくは第349条の3の4から第3 49条の5まで又は附則第15条から第 15条の3の2まで<u>若しくは第63条</u>」 とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

の各年度分の個人の市民税に限り、法附 則第6条第4項に規定する場合におい て、第36条の2第1項の規定による申 告書(その提出期限後において市民税の 納税通知書が送達される時までに提出された第 36条の3第1項の確定申告書を含む。 次項において同じ。)に肉用牛の売却に 係る租税特別措置法第25条第1項に 規定する事業所得の明細に関する事項 の記載があるとき(これらの申告書にそ の記載がないことについてやむを得ない 理由があると市長が認めるときを含む。 次項において同じ。)は、当該事業所得 に係る市民税の所得割の額を免除する。

2·3 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の 3の2まで、第63条又は第64条の規 定の適用がある各年度分の固定資産税 に限り、第61条第8項中「又は第34 9条の3の4から第349条の5まで」 とあるのは、「若しくは第349条の3 の4から第349条の5まで又は附則第 15条から第15条の3の2まで、第6 3条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

- 2 (略)
- 3 法<u>附則第15条第14項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法<u>附則第15条第14項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。
- 4 法<u>附則第15条第21項</u>に規定する市 町村の条例で定める割合は2分の1とす る。
- 5 法<u>附則第15条第22項第1号</u>に規定 する市町村の条例で定める割合は3分の 2とする。
- 6 法<u>附則第15条第22項第2号</u>に規定 する市町村の条例で定める割合は2分の 1とする。
- 7 法<u>附則第15条第22項第3号</u>に規定 する市町村の条例で定める割合は2分の 1とする。
- 8 法<u>附則第15条第23項第1号</u>に規定 する市町村の条例で定める割合は3分の 2とする。
- 9 法<u>附則第15条第23項第2号</u>に規定 する市町村の条例で定める割合は2分の 1とする。
- 10 法附則第15条第25項第1号イに

第10条の2 (略)

- 2 (略)
- 3 法<u>附則第15条第15項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法<u>附則第15条第15項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。
- 4 法<u>附則第15条第22項</u>に規定する市 町村の条例で定める割合は2分の1とす る。
- 5 法<u>附則第15条第23項第1号</u>に規定 する市町村の条例で定める割合は3分の 2とする。
- 6 法<u>附則第15条第23項第2号</u>に規定 する市町村の条例で定める割合は2分の 1とする。
- 7 法<u>附則第15条第23項第3号</u>に規定 する市町村の条例で定める割合は2分の 1とする。
- 8 法<u>附則第15条第24項第1号</u>に規定 する市町村の条例で定める割合は3分の 2とする。
- 9 法<u>附則第15条第24項第2号</u>に規定 する市町村の条例で定める割合は2分の 1とする。
- 10 法附則第15条第26項第1号イに

規定する設備について同号に規定する市 町村の条例で定める割合は3分の2とす る。

- 11 法<u>附則第15条第25項第1号ロ</u>に 規定する設備について同号に規定する市 町村の条例で定める割合は3分の2とす る。
- 12 法<u>附則第15条第25項第1号ハ</u>に 規定する設備について同号に規定する市 町村の条例で定める割合は3分の2とす る。
- 13 法<u>附則第15条第25項第1号</u>に 規定する設備について同号に規定する市 町村の条例で定める割合は3分の2とす る。
- 14 法<u>附則第15条第25項第2号イ</u>に 規定する設備について同号に規定する市 町村の条例で定める割合は4分の3とす る。
- 15 法<u>附則第15条第25項第2号ロ</u>に 規定する設備について同号に規定する市 町村の条例で定める割合は4分の3とす る。
- 16 法<u>附則第15条第25項第2号ハ</u>に 規定する設備について同号に規定する市 町村の条例で定める割合は4分の3とす る。
- 17 法附則第15条第25項第3号イに

規定する設備について同号に規定する市 町村の条例で定める割合は3分の2とす る。

- 11 法<u>附則第15条第26項第1号ロ</u>に 規定する設備について同号に規定する市 町村の条例で定める割合は3分の2とす る。
- 12 法<u>附則第15条第26項第1号ハ</u>に 規定する設備について同号に規定する市 町村の条例で定める割合は3分の2とす る。
- 13 法<u>附則第15条第26項第1号</u>に 規定する設備について同号に規定する市 町村の条例で定める割合は3分の2とす る。
- 14 法<u>附則第15条第26項第2号イ</u>に 規定する設備について同号に規定する市 町村の条例で定める割合は4分の3とす る。
- 15 法<u>附則第15条第26項第2号ロに</u> 規定する設備について同号に規定する市 町村の条例で定める割合は4分の3とす る。
- 16 法<u>附則第15条第26項第2号ハ</u>に 規定する設備について同号に規定する市 町村の条例で定める割合は4分の3とす る。
- 17 法附則第15条第26項第3号イに

規定する設備について同号に規定する市 町村の条例で定める割合は2分の1とす る。

- 18 法<u>附則第15条第25項第3号ロ</u>に 規定する設備について同号に規定する市 町村の条例で定める割合は2分の1とす る。
- 19 法<u>附則第15条第25項第3号ハ</u>に 規定する設備について同号に規定する市 町村の条例で定める割合は2分の1とす る。
- 20 法<u>附則第15条第28項</u>に規定する 市町村の条例で定める割合は3分の2と する。
- 21 法<u>附則第15条第32項</u>に規定する 市町村の条例で定める割合は2分の1と する。
- 22 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する 市町村の条例で定める割合は3分の2と する。
- 23 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する 市町村の条例で定める割合は3分の2と する。
- 24 法<u>附則第15条第42項</u>に規定する 市町村の条例で定める割合は、3分の1 とする。
- 25 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する 市町村の条例で定める割合は4分の3と

規定する設備について同号に規定する市 町村の条例で定める割合は2分の1とす る。

- 18 法<u>附則第15条第26項第3号ロに</u> 規定する設備について同号に規定する市 町村の条例で定める割合は2分の1とす る。
- 19 法<u>附則第15条第26項第3号ハ</u>に 規定する設備について同号に規定する市 町村の条例で定める割合は2分の1とす る。
- 20 法<u>附則第15条第29項</u>に規定する 市町村の条例で定める割合は3分の2と する。
- 21 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する 市町村の条例で定める割合は2分の1と する。
- 22 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する 市町村の条例で定める割合は3分の2と する。
- 23 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する 市町村の条例で定める割合は3分の2と する。
- 24 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する 市町村の条例で定める割合は、3分の1 とする。
- 25 法<u>附則第15条第44項</u>に規定する 市町村の条例で定める割合は4分の3と

する。

26 (略)

27法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の税額 の規定の適用を受けようとする者がすべ き申告

第10条の3 (略)

 $2 \sim 1.1$ (略)

- 12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第15項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者に

する。

26 (略)

27 法附則第64条に規定する市町村の 条例で定める割合は0(生産性の向上に 重点的に取り組むべき業種として同意導 入促進基本計画(中小企業等経営強化法 (平成11年法律第18号)第50条第 2項に規定する同意導入促進基本計画 をいう。)に定める業種に属する事業の 用に供する5法附則第64条に規定する 特例対象資産にあつては、0)とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の税額 の規定の適用を受けようとする者がすべき申告

第10条の3 (略) 2~11 (略) あっては、住所及び氏名又は名称)

- (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及</u> び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3 月を経過した後に申告書を提出す る場合には、3月以内に提出するこ とができなかった理由
- 13 法附則第15条の10第1項の耐震 基準適合家屋について、同項の規定の適 用を受けようとする者は、当該耐震基準 適合家屋に係る耐震改修が完了した日 から3月以内に、次に掲げる事項を記載 した申告書に施行規則附則第7条第1 7項に規定する補助に係る補助金確定 通知書の写し、建築物の耐震改修の促進 に関する法律(平成7年法律第123号) 第7条又は附則第3条第1項の規定に よる報告の写し及び当該耐震改修後の 家屋が令附則第12条第19項に規定 する基準を満たすことを証する書類を添 付して市長に提出しなければならない。
 - (5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に 規定する補助の算定の基礎となった 当該耐震基準適合家屋に係る耐震

(略)

 $(1) \sim (4)$

- 12 法附則第15条の10第1項の耐震 基準適合家屋について、同項の規定の適 用を受けようとする者は、当該耐震基準 適合家屋に係る耐震改修が完了した日 から3月以内に、次に掲げる事項を記載 した申告書に施行規則附則第7条第1 3項に規定する補助に係る補助金確定 通知書の写し、建築物の耐震改修の促進 に関する法律(平成7年法律第123号) 第7条又は附則第3条第1項の規定に よる報告の写し及び当該耐震改修後の 家屋が令附則第12条第19項に規定 する基準を満たすことを証する書類を添 付して市長に提出しなければならない。
 - $(1) \sim (4)$ (略)
 - (5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に 規定する補助の算定の基礎となった 当該耐震基準適合家屋に係る耐震

改修に要した費用

(6) (略)

14 (略)

(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 (略)

2 法附則第16条の2第1項(同条第2 項において準用する場合を含む。)の規 定の適用を受ける土地に係る<u>令和5年度</u> <u>分及び令和6年度分</u>の固定資産税につ いては、第74条の規定は適用しない。

3 • 4 (略)

(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の5 (略)

2 法附則第16条の3第1項(同条第2 項において準用する場合を含む。)の規 定の適用を受ける土地に係る<u>令和5年度</u> <u>分及び令和6年度分</u>の固定資産税につ いては、第74条の規定は適用しない。

3 • 4 (略)

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の 特例の適用を受けようとする者がすべき 申告等)

第10条の6 法附則第16条の4第1項 (同条第2項において準用する場合を含 改修に要した費用

(6) (略)

13 (略)

(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 (略)

2 法附則第16条の2第1項(同条第2 項において準用する場合を含む。)の規 定の適用を受ける土地に係る<u>令和3年度</u> <u>分及び令和4年度分</u>の固定資産税につ いては、第74条の規定は適用しない。

3 • 4 (略)

(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の5 (略)

3 • 4 (略)

2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度 分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。 む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月3 1日(第54条第6項の規定により同項 に規定する仮換地等に係る同条第1項 の所有者とみなされた者が当該仮換地等 について法附則第16条の4第6項(同 条第7項において準用する場合を含む。) の規定により読み替えて適用される同条 第1項の規定の適用を受けようとする場 合にあっては、1月31日)までに次に 掲げる事項を記載した申告書を市長に提 出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の4第1項に規 定する被災住宅用地の上に令和2 年度に係る賦課期日において存した 家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日におい

て法附則第16条の4第1項(同条 第2項において準用する場合及び同 条第6項(同条第7項において準用 する場合を含む。)の規定により読 み替えて適用される場合を含む。) の規定の適用を受けようとする土地 を法第349条の3の2第1項に規 定する家屋の敷地の用に供する土地 として使用することができない理由

- (4) その他市長が固定資産税の賦課 徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第16条の4第1項(同条第2 項において準用する場合を含む。)の規 定の適用を受ける土地に係る令和5年度 分及び令和6年度分の固定資産税につ いては、第74条の規定は適用しない。
- 3 法附則第16条の4第4項に規定する 特定被災共用土地(以下この項において 「特定被災共用土地」という。)に係る 固定資産税額の按分の申出は、同条第4 項に規定する特定被災共用土地納税義 務者(以下この項において「特定被災共 用土地納税義務者」という。)の代表者 が毎年1月31日までに次に掲げる事項 を記載した申出書を市長に提出して行わ なければならない。
 - (1) 代表者の住所、氏名又は名称及 び個人番号又は法人番号(個人番号

- 又は法人番号を有しない者にあって は、住所及び氏名又は名称)
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、 地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則 第16条の4第3項に規定する被災 区分所有家屋の所在、家屋番号、種 類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第16条の4第3項の規 定により按分する場合に用いられる 割合に準じて定めた割合及び当該 割合の算定方法
- 4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略) 2 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定 する3輪以上の軽自動車に対する当該軽 自動車が最初の法第444条第3項に規 第15条の2 法第451条第1項第1号 (同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽 自動車(自家用のものに限る。以下この 条において同じ。)に対しては、当該3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年1 0月1日から令和3年12月31日まで の間(附則第15条の6第3項において 「特定期間」という。)に行われたとき に限り、第80条第1項の規定にかかわ らず、軽自動車税の環境性能割を課さな い。

第15条の2の2 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略)

- 2 (略)
- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって 乗用のものに対する第81条の4(第2 号に係る部分に限る。)及び前項の規定 の適用については、当該軽自動車の取得 が特定期間に行われたときに限り、これ らの規定中「100分の2」とあるのは、 「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定 する3輪以上の軽自動車に対する当該軽 自動車が最初の法第第444条第3項

定する車両番号の指定(次項から第4項 までにおいて「初回車両番号指定」とい う。)を受けた月から起算して14年を 経過した月の属する年度以後の年度分 の軽自動車税の種別割に係る第82条 の規定の適用については、当分の間、次 の表の左欄に掲げる同条の規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第 2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対す る第82条の規定の適用については、当 該軽自動車が<u>今和4年4月1日から令</u> <u>和8年3月31日まで</u>の間に初回車両番 号指定を受けた場合には、当該初回車両 番号指定を受けた日の属する年度の翌年 度分の軽自動車税の種別割に限り、次の 表の左欄に掲げる同条の規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右 欄に掲げる字句とする。

(略)

に規定する車両番号の指定(次項から<u>第</u>8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第 2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対す る第82条の規定の適用については、当 該軽自動車が令和2年4月1日から令 和3年3月31日までの間に初回車両番 号指定を受けた場合には令和3年度分 の軽自動車税の種別割に限り、次の表の 左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第 2号に掲げる法第446条第1項第3号 に規定するガソリン軽自動車(以下この 条において「ガソリン軽自動車」という。) のうち3輪以上のものに対する第82条 の規定の適用については、当該ガソリン

軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

5 法附則第30条第2項第1号及び第 2号に掲げる3輪以上の軽自動車のう ち、自家用の乗用のものに対する第82 条の規定の適用については、当該軽自動 車が令和3年4月1日から令和4年3月 31日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には令和4年度分の軽自動車

税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法<u>附則第30条第7項</u>の規定の適用 を受ける<u>3輪以上のガソリン軽自動車</u> (営業用の乗用のものに限る。)に対す る第82条の規定の適用については<u>、当</u> 該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日
- 3 法<u>附則第30条第3項</u>の規定の適用 を受ける<u>3輪以上の法第446条第1項</u> 第3号に規定するガソリン軽自動車(以 下この項及び次項において「ガソリン軽 自動車」という。) (営業用の乗用のも

のに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月3 1日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ(ロ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ(ハ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ(ロ)中「3,90円」とあるのは「3,000円」と、同号イ(ハ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特

から令和4年3月31日までの間に初回 車両番号指定を受けた場合には令和4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当 該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日 から令和5年3月31日までの間に初回 車両番号指定を受けた場合には令和5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用 を受ける3輪以上のガソリン軽自動車 (前項の規定の適用を受けるものを除 き、営業用の乗用のものに限る。)に対 する第82条の規定の適用については、 当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1 日から令和4年3月31日までの間に初 回車両番号指定を受けた場合には令和 4年度分の軽自動車税の種別割に限り、 当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1 日から令和5年3月31日までの間に初 回車両番号指定を受けた場合には令和 5年度分の軽自動車税の種別割に限り、 第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特

例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別 割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動 車が前条第2項から<u>第4項</u>までの規定の 適用を受ける3輪以上の軽自動車に該 当するかどうかの判断をするときは、国 土交通大臣の認定等(法附則第30条の 2第1項に規定する国土交通大臣の認 定等をいう。次項において同じ。)に基 づき当該判断をするものとする。

2 • 3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を 譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市 民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>令和8年</u>度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別 割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動 車が前条第2項から第8項までの規定の 適用を受ける3輪以上の軽自動車に該 当するかどうかの判断をするときは、国 土交通大臣の認定等(法附則第30条の 2第1項に規定する国土交通大臣の認 定等をいう。次項において同じ。)に基 づき当該判断をするものとする。

2 · 3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を 譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市 民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>令和5年</u>度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(<u>同項</u>に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。

次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) · (2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和 8年度までの各年度分の個人の市民税 に限り、所得割の納税義務者が前年中に 前条第1項に規定する譲渡所得の基因 となる土地等の譲渡をした場合におい て、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地 のための譲渡(法附則第34条の2第5 項に規定する確定優良住宅地等予定地 のための譲渡をいう。以下この項におい て同じ。) に該当するときにおける前条 第1項に規定する譲渡所得に係る課税 長期譲渡所得金額に対して課する市民 税の所得割について準用する。この場合 において、当該譲渡が法附則第34条の 2第10項の規定に該当することとなる ときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予 定地のための譲渡ではなかったものとみ なす。

3 (略)

次項において同じ。) に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) • (2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和 5年度までの各年度分の個人の市民税 に限り、所得割の納税義務者が前年中に 前条第1項に規定する譲渡所得の基因 となる土地等の譲渡をした場合におい て、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地 のための譲渡(法附則第34条の2第5 項に規定する確定優良住宅地等予定地 のための譲渡をいう。以下この項におい て同じ。) に該当するときにおける前条 第1項に規定する譲渡所得に係る課税 長期譲渡所得金額に対して課する市民 税の所得割について準用する。この場合 において、当該譲渡が法附則第34条の 2第10項の規定に該当することとなる ときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予 定地のための譲渡ではなかったものとみ なす。

3 (略)

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の木津川市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の木津川市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。